

貯蓄預金規定

《Ⅰ型規定（基準残高が 40 万円の場合）》《Ⅱ型規定（基準残高が 20 万円の場合）》

1 （取扱店の範囲）

この預金は、取引店のほか当金庫のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2 （証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記の有無にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3 （振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れが認められる場合には、受入をお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4 （受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合当金庫は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額をこの預金口座元帳から引落とし、その証券類は取引店で返却します。
- (3) 前記（2）の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5 （預金の払戻し）

この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印（または暗証）にてこの通帳とともに提出してください。

6 （払戻回数超過手数料）

- (1) 毎月 1 日から月末日までの 1 か月間に 5 回を超えて払戻しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。（Ⅰ型 40 万円）
- (2) 前記（1）の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落とします。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことので

きる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

7 (自動支払い等)

- (1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。
- (2) この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

8 (自動機ご利用時の取扱明細票印字)

払戻回数が 5 回を超える超過手数料は取扱明細票に印字されません。

9 (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、前記（2）の利率によって計算のうえ、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は I 型は 40 万円、II 型は 20 万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

ア 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」

イ 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

10 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

◎この他「預金共通規定」をご参照ください。

以 上